

# **第1章**

## **計画策定にあたって**



## 1 計画策定の趣旨

本市では、平成23年（2011年）3月に策定した「座間市福祉プラン（第二期）・座間市地域福祉計画（第二期）」に基づいて、本市に居住している誰もが、住み慣れた地域の中で心豊かに安心して暮らすことができるよう、自助（自分でできることは自分です。）、共助（地域における助け合いや支え合い。）、公助（行政でなければできないことは行政が行う。）による地域福祉を推進してきました。

計画の策定から5年が経過し、本市では、市民の皆さんの協力のもとに、市民相互の支え合いの輪が広がり、地域の様々な生活課題の解決に対し一定の成果を上げることができました。しかし、本市の地域福祉への取組はまだ始まったばかりであり、更に地域福祉の充実が必要であると考えています。

この間、わが国では少子高齢化が進み、社会保障費が年々増加する中で、社会保障と税の一体改革が始まりました。直近では、介護保険制度<sup>\*1</sup>改革、子ども・子育て支援法の施行、生活保護法の改正、生活困窮者自立支援法に基づく支援体制の整備が進められています。

本市においては、少子高齢化の進展に伴い、今後増加することが見込まれる一人暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、認知症の人への支援や子育て世代が安心して子どもを産み、育てられる環境の整備が大きな課題となっています。

こうした中で、市では、平成27年（2015年）3月に座間市高齢者保健福祉計画・第6期介護保険事業計画を策定し、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自立して生活することができる仕組みづくりを進めていくことを目指し、地域包括ケアシステムを構築するための取組を進めることとしました。また、平成27年度（2015年度）に行った第四次座間市総合計画の中間見直しの中では、子育て支援に加え、仕事や生活の各段階における少子化対策を一体的に行うため、施策10「子育て支援」を施策10「子ども・子育て」と改め、地域の輪の中で全ての人が安心して子育てをすることができるような環境の整備を更に進めていくこととしました。

しかし、近年、地域の人間関係の希薄化が進む中で、生活困窮者、虐待・DVなどの被害者、地域で困難を抱えて孤立している人や制度の狭間で取り残されている人、避難行動要支援者<sup>\*2</sup>など何らかの支援を必要とする人が増加する傾向にあります。

こうした社会状況に対応するためには、行政だけでなく市民の皆さんの支え合いによる地域福祉を更に推進していくことが重要といえます。

本市では、前計画の理念や目標を継承しつつ、各事業を一層充実させるため、ここに「座間市地域福祉計画」（第三期）を策定しました。

本計画は、「誰もが安心して暮らせる、ともに助け合い支え合うまちづくりを目指して」を基本理念として、市民、関係機関・団体、行政が、それぞれの役割分担を明確化し、緊密に連携して、本市の地域福祉を推進していきます。

※1 介護保険制度：介護が必要になった高齢者などが、その状態に応じて自立して日常生活を送ることができるよう必要なサービスを給付する社会保険制度。公費と40歳以上の国民（被保険者）が納める保険料を財源として運営されており、市区町村（保険者）の認定する介護度に応じてサービスを利用することができる。

※2 避難行動要支援者：必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦などが挙げられている。

## 2 計画の位置づけ

- ① 本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画であって、地域福祉推進の理念や方向性を明らかにするものです。
- ② 「神奈川県地域福祉支援計画」では「誰も排除しない、誰も差別されない、共に生き、支え合う社会づくり～誰もが安心して暮らせる地域社会づくり～」を基本目標として、「ひとづくり」「地域（まち）づくり」「しくみづくり」を支援策の柱として設定し、地域福祉を推進しています。  
本計画は、「神奈川県地域福祉支援計画」の趣旨を踏まえつつ、「座間市総合計画」を上位計画とし、その将来目標2に掲げる「支え合い思いやりに満ちたやすらぎのまち」を実現するため、地域福祉の将来像や基本方針を定めるものです。
- ③ 本計画は、地域福祉の充実という視点を大切にしながら、市民、地域、行政の全てが主役となって、自分の住む地域を住みやすくするために、福祉の多様な生活課題の解決に向けて取り組んでいくものです。

### （参考）社会福祉法より抜粋

#### （地域福祉の推進）

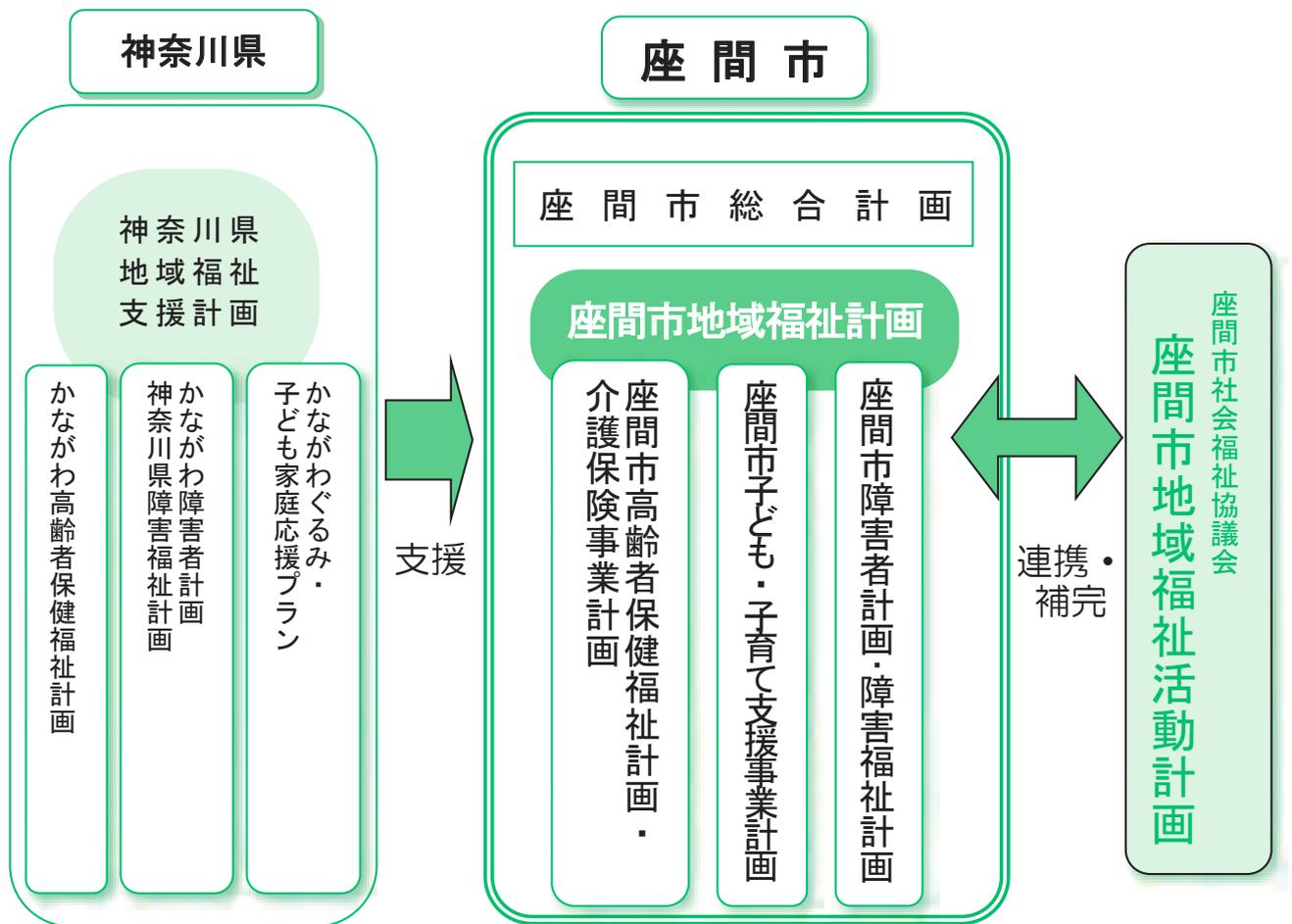
第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

#### （市町村地域福祉計画）

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

## 計画の位置づけ(イメージ図)



### 座間市地域福祉計画（座間市）

行政の立場から、市民一人ひとりが、安心して協力しながらいきいきと暮らせる地域社会をつくるため、全ての市民が参加できる体制をつくります。（公民のパートナーシップ）

### 座間市地域福祉活動計画（座間市社会福祉協議会※3）

民間・市民の立場から、地域住民、地域団体の情報共有や協働※4のためのネットワークづくりを強化し、市民の地域福祉への関心度を高めると同時に、ボランティアなどの福祉活動への市民参加の促進、地域の抱える生活課題への対処などの支援体制をつくります。（民間相互の協働）

### 神奈川県地域福祉支援計画（神奈川県）

「地域における支え合い」と「福祉に係る人材の育成」、「地域福祉推進のための基盤の整備」を推進し、各自治体の地域福祉計画を支援します。

※3 社会福祉協議会：地域福祉を推進する中核的な機関として「社会福祉法」で位置付けられている公共的性格を有する民間機関。社会福祉法人格を有しており、在宅福祉サービスの実施や地域住民の組織化、地域福祉活動の推進、ボランティア活動、福祉教育の推進などを住民主体の理念のもとに行っている。

※4 協働：行政と住民や民間機関・団体などが、共通の目標に対してそれぞれの強みを生かして連携し、地域の様々な課題の解決や新たな仕組みづくり・事業に取り組むまちづくりの考え方。

### 3 地域福祉の考え方と必要性

#### 1 地域福祉の考え方

「福祉」というとき、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉などといった対象者ごとに分かれた「行政などによるサービスの提供」をイメージしがちですが、本来の「福祉」という言葉は、「幸せ」や「豊かさ」を意味しています。

私たちが住んでいる地域を見渡すと、一人ひとりが様々な境遇で生活しており、その誰もが幸せになりたいと願っています。しかし、中には様々な理由により何らかの支援を必要とする人もいます。

そして、私たちが住んでいる地域が「幸せな地域」になるためには、行政などによるサービスの提供だけではなく、地域の人たちがお互いに助け合い、支え合い、地域に暮らす何らかの助けや支援が必要な人たちをサポートしていくことが大切です。

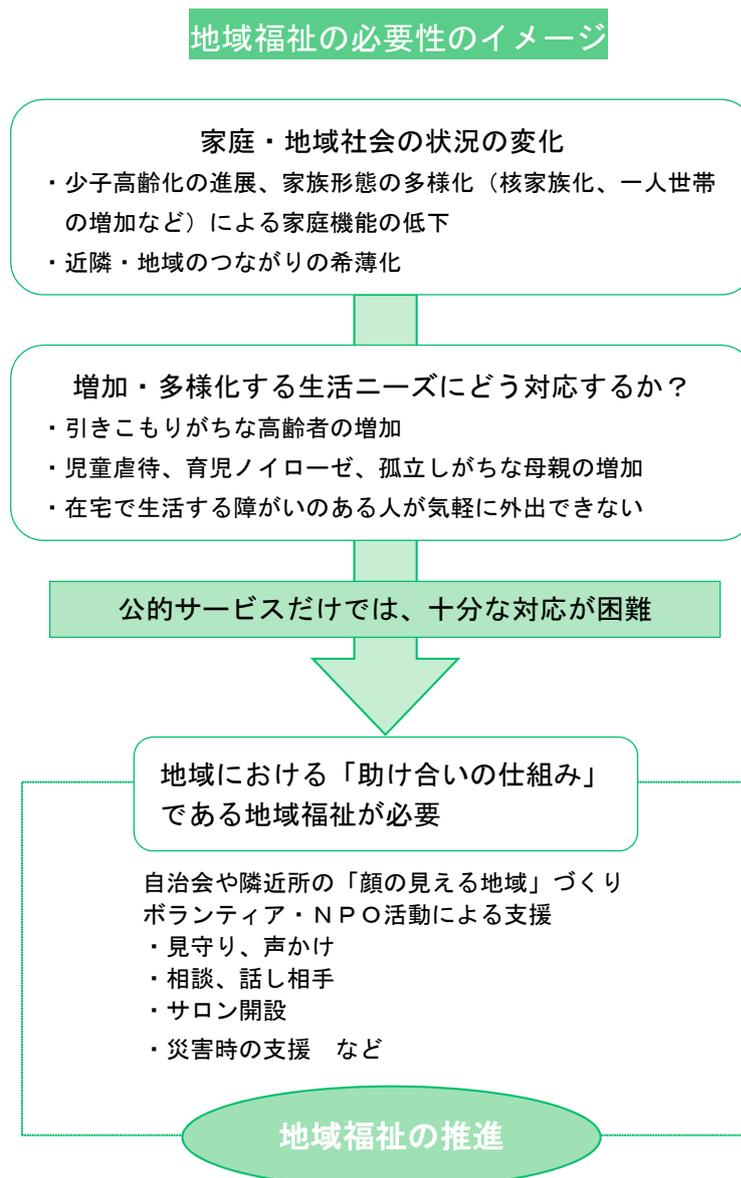
本市では、地域の人たちを始め、ボランティアなどが「幸せづくりの担い手」として、行政や関係機関・団体と力を合わせ、誰もが住み慣れた地域でいきいきと安心した生活を送ることができるように活動することが、「地域福祉」と考えます。



## 2 地域福祉の必要性

地域福祉を充実するためには、私たちが住んでいる「地域」という場所に主眼を置き、ノーマライゼーション※5の理念のもと、子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らすことのできる基盤づくりが必要です。

本市の地域福祉では、課題を抱える人だけに対処する限定的なものではなく、市民全てがより良く生きるという視点が必要です。



※5 ノーマライゼーション：障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活を送れるような条件を整えるべきであり、障がいのある人もない人もともに生きる社会こそノーマルな社会であるという理念のこと。

## 4 計画の期間

座間市地域福祉計画（第三期）は、平成28年度（2016年度）から平成32年度（2020年度）までの5カ年を計画期間とします。

なお、計画期間中は、事業の評価など進行管理を行うとともに、社会経済状況の変化に応じて見直していくものとします。

